



宅地造成及び特定盛土等規制法についての説明会を開催します

令和7年5月に予定している「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の運用開始に先立ち、事業者向けの説明会を開催します。

1 日時・会場

- 第1回：令和7年2月10日（月）13時30分から15時30分まで
松本合同庁舎 講堂（松本市大字島立 1020）
- 第2回：令和7年2月14日（金）13時30分から15時30分まで
上田合同庁舎 講堂（上田市材木町 1-2-6）
- 第3回：令和7年2月17日（月）13時30分から15時30分まで
飯田合同庁舎 講堂（飯田市追手町 2 丁目 678）
- 第4回：令和7年2月20日（木）13時30分から15時30分まで
長野県庁 講堂（長野市大字南長野字幅下 692-2）

2 対象者

施工業者、調査設計者、不動産取引関係者 など建設関係事業者

3 内容

盛土規制法の概要、長野県の規制区域、許可申請等の手続きについて 等

4 参加の申し込み方法及び提出先

- (1) 別紙「参加申込書」により、電子メールで都市・まちづくり課都市計画係
(toshikeikaku@pref.nagano.lg.jp) あてに提出してください。
- (2) 提出期限：令和7年1月31日（金）

5 その他

- 各会場での説明内容は同一です。
- 松本会場では県と松本市、長野会場では県と長野市の合同開催とします。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関等のご利用をご検討ください。
- 説明会資料については、別途ホームページにて公開予定です。
- 説明会は全て公開で行います。取材を希望される場合は、①報道機関名、②氏名、③連絡先、④開催日を、上記4に記載のメールアドレス・期限までに事前にご連絡ください。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

長野県総合5か年計画推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】



長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

（問合せ先）

担当：建設部 都市・まちづくり課
都市計画係 今吉、三宅、堀内、松山
電話：026-235-7297（直通）
ファクシミリ：026-252-7315
E-mail：toshi-machi@pref.nagano.lg.jp